

公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長、久留米市教育委員会教育長及び久留米市高良内財産区管理者から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年7月12日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	原 学
久留米市監査委員	森 崎 巨 樹

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：教育部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務監査	防災対策事務 管轄消防署へ消防計画及び防火管理者の届出がなされていない学校がある。	ご指摘の点について、早急に届け出いたしました。また、人事異動の時期に合わせ、改めて、各学校長、教頭向けに届出についての依頼文を送り、防火管理者変更等の届出などを要請しております。今後は適正な事務に努めます。
指摘事項	財務監査	契約事務 (1) 心の健康チェック事業ストレスチェックオプション利用契約において、契約相手方の損害賠償額の上限を設定しているため、久留米市にとって不利な内容になっている。	ご指摘の点について、令和2年度委託契約検討時には公立学校共済組合の契約書様式について変更要望を行いました。市に不利な内容を解消することはできませんでしたが、本内容での契約締結に当たっては、総務部総務課法制チームに相談し、契約可能と回答を得たうえで、契約を締結しました。今後も利用契約締結に際しては、契約書の記載内容の十分な精査に努め、必要に応じ法制部門に相談するなど、適切に対応いたします。
指摘事項	財務監査	契約事務 (4) 平成31年度自立と協働を学ぶ体験活動事業に係るバス借上げにおける指名競争入札において、入札書に書かれた入札金額と、その金額の内訳の合計金額が一致していない入札書を有効なものとしている。また、実際の入札日より後の日付を印字した入札書を指名業者に渡し、後日学校側で訂正を行っているが、落札した業者の入札書に記載された入札日が誤ったままになっている。	ご指摘の点について、入札金額が内訳の合計金額と一致していない入札書につきましては、無効なものとして取り扱いたしました。また、その他の点については、速やかに業者に修正を依頼し、訂正を行いました。今後は適正な取り扱いに努めます。